

(2)学習の成果に関わる評価の基準

①成績の評価(試験規程)

それぞれの授業科目の成績の評価は、試験、レポート、平素の学習成績等により、それぞれの科目の担当教員が判定します。ただし、欠席が出席すべき時間数の3分の1を超えた者は、原則として受験資格が与えられません。

成績の評価は、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)及び不可(60点未満)をもって表し、可以上を合格として、単位が認定されます。

欠席、遅刻又は早退のため試験を受験できなかった者については、受験できなかったことにつき正当な理由があると認められる場合に限り、追試験を行います。この場合、傷病その他やむを得ない理由につき、医師の診断書その他の証明書類を学生部に提出しなければなりません。

②成績評価に対する異議申し立ての制度(成績評価にかかわる異議申し立てに関する規程)

成績評価は客観的かつ厳正であることが求められます。そこで、本学では、教員に対して担当する授業科目の成績評価の基準をシラバス又はガイダンスにおいて事前に学生に提示することを求めています。また、答案やレポートはできるだけ学生に返却することとし、試験(レポートを含む)を実施した場合には、正解もしくは、採点基準を示すことを教員に求めています。

また、学生は、成績評価について疑義があるときは、所定の書式により、教員に対し文書で異議申し立てを行うことができ、当該教員は、文書により回答するものとされています。

さらに、不正に成績評価が行われたと学生部長が判断をした場合には、学生部長は、成績評価調査委員会に諮った上で、当該教員に対し成績評価の訂正を求めることができることとなっています。